

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2019年5月14日
【四半期会計期間】	第20期第3四半期（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	株式会社キャンバス
【英訳名】	CanBas Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河邊 拓己
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第3四半期累計期間	第20期 第3四半期累計期間	第19期
会計期間	自2017年7月 1日 至2018年3月31日	自2018年7月 1日 至2019年3月31日	自2017年7月 1日 至2018年6月30日
事業収益 (千円)	82,575	88,125	110,000
経常損失 () (千円)	406,790	424,438	547,091
四半期(当期)純損失 () (千円)	391,473	345,376	532,087
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	4,171,807	4,326,517	4,171,807
発行済株式総数 (千株)	5,505	6,084	5,505
純資産額 (千円)	554,734	390,774	421,936
総資産額 (千円)	673,188	565,108	578,289
1株当たり四半期(当期)純損失 金額 () (円)	71.16	61.16	96.70
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	72.4	54.9	59.9

回次	第19期 第3四半期会計期間	第20期 第3四半期会計期間
会計期間	自2018年1月 1日 至2018年3月31日	自2019年1月 1日 至2019年3月31日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	24.80	32.70

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、下記「(1) 継続企業の前提に関する重要事象等について」および「(2) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について」の他に、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更があった事項はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社が手がける創薬事業は、医薬品として承認された製品の売上による事業収益の計上までに多額の資金と長い時間を要する等の特色があります。当社は創業以来現時点まで製品の売上による事業収益を計上しておらず、また、現時点において、医薬品として承認された製品、承認が確実となっている開発品のいずれも有していません。

現在開発を進めている医薬品候補化合物は、CBP501については臨床第2相試験終了の後に新たな知見を踏まえて実施している臨床第1b相試験、CBS9106については臨床第1相試験の段階にあります。これらの候補化合物の開発が今後順調に進捗し医薬品として承認され事業収益に寄与する保証はなく、また、順調に進捗した場合にはさらに多額の資金を投入して開発を進める必要があり、この資金の源泉となる製薬企業等との提携等が必要となるところ、当社は現時点において、CBP501については製薬企業等との提携関係を有しておらず、CBS9106については提携パートナーを有しているものの、これによる収益は当社の事業費用の全額を賄うには至っていません。この状況により当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当該状況を解消するべく、当社は、CBP501臨床試験の成果を踏まえた戦略提携の成立を最重要課題として収益の獲得に努めます。CBS9106に関しては、全世界を対象とするライセンス先である米国 Stemline Therapeutics, Inc. (以下「Stemline社」)の臨床試験推進への協力によって所定のマイルストーン収入等の早期実現を図っていきます。

(2) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員および社外協力者等の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、会社法に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株予約権を取締役および従業員に対して付与しています。

また、当社は、資金調達を目的として、会社法に基づく転換社債型新株予約権付社債および新株予約権を発行しています。

当第3四半期会計期間末現在における当社の発行済株式総数は6,084,040株ですが、これに対して、当第3四半期会計期間末に残存している新株予約権が将来行使された場合の新株(以下「潜在株式」といいます。)発行予定株数の合計は1,062,500株と、発行済株式総数の17.5%です。

今後についても優秀な人材確保のために、同様のインセンティブプランを継続して実施する可能性があります。また、新株予約権を活用した資金調達を実施する可能性もあります。このため、既に付与された、もしくは今後付与される当該新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株あたりの株式価値は希薄化する可能性があります。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものです。

なお、当社は、単一セグメント（「医薬品」）により構成されているため、セグメントごとの記載はしていません。

(1) 経営成績および財政状態

当社の属する抗癌剤開発の領域は、臨床上の治療満足度が未だ低くアンメットニーズが大きいことなどから、世界の製薬企業や当社同様のベンチャー企業（創薬ベンチャー）が、それぞれの強み・特色を活かした画期的新薬の開発を目指し、研究開発に日々しのぎを削っています。

この中で当社は、大部分の癌細胞の細胞周期（細胞分裂に至る過程）が正常細胞と異なることに着目している独特の創薬アプローチを活かした基礎研究および臨床開発に取り組みました。

当社の開発パイプライン中で最も先行している化合物CBP501は、上記の創薬アプローチに基づいて構築した当社独自のスクリーニング（薬剤探索）から獲得された、多様な細胞機能に関わる蛋白質カルモジュリンの制御機能を調整し複数の作用により抗癌活性を示す、独特の抗癌剤（カルモジュリンモジュレーター）です。米国FDAの規制下において、悪性胸膜中皮腫および非小細胞肺癌を対象とする2つの臨床第2相試験を終了した後、新たに得られた知見を踏まえ、免疫チェックポイント阻害抗体との併用による臨床試験（フェーズ1b試験）を実施しています。第2四半期会計期間にフェーズ1b試験の前半部分である用量漸増相を終了し、この内容を精査した上で、後半部分である拡大相（対象：膵臓癌・直腸大腸癌）を開始しました。なお、当該用量漸増相のデータはCBP501の有望性を示唆するものであり、2019年3月末から米国アトランタで開催された米国癌学会（AACR）で発表されました。

また、2つ目の候補化合物CBS9106は、同じスクリーニングから獲得された、可逆的XPO1阻害剤です。当社は、臨床試験開始に必要な前臨床試験を終え、2014年12月26日、Stemline社と、CBS9106の開発・製造・商業化にかかる全世界（日本・中国・台湾・韓国を除く）における独占的権利を供与するライセンス契約を締結いたしました。さらに同ライセンス契約は2018年8月14日付で修正契約が締結され、除外地域の削除と技術アドバイザーフィー期間の延長が合意されました。これに伴い当社は、当第3四半期累計期間において、技術アドバイザーフィー82,575千円および契約修正一時金5,550千円を事業収益として計上しています。

さらに当社は、これら2つの候補化合物の開発を推進すると共に、CBP-A08をはじめとする新規候補化合物の創出・開発パイプラインの拡充に向けて、当社独自の薬剤スクリーニング法による探索研究を実施しています。

以上の結果、当第3四半期累計期間の研究開発費は、前年同四半期比44,064千円増加の356,494千円となりました。販売費及び一般管理費は、前年同四半期比18,752千円減少の154,470千円となりました。研究開発費と合わせた事業費用は、前年同四半期比25,312千円増加の510,964千円となりました。また、特別利益として受取補償金80,000千円を計上しました。

この結果、事業収益は前年同四半期比5,550千円増加の88,125千円、営業損失は前年同四半期比19,761千円損失増の422,838千円、経常損失は前年同四半期比17,647千円損失増の424,438千円、四半期純損失は、前年同四半期比46,097千円損失減の345,376千円となりました。

当社の財政状態は次のとおりです。当第3四半期会計期間末の総資産は565,108千円となり、前事業年度末比13,180千円の減少となりました。資産の部においては、主として財務活動によるキャッシュ増加が営業活動によるキャッシュ減少を上回ったことにより流動資産の現金及び預金が14,536千円増加し、Stemline社に対する売掛金が21,874千円減少しました。負債の部においては、臨床試験の進行に伴い、流動負債の未払金が24,763千円増加しました。純資産の部においては、転換社債型新株予約権付社債の転換および新株予約権の権利行使により資本金および資本準備金がそれぞれ154,710千円増加する一方、四半期純損失の計上により利益剰余金が345,376千円減少しました。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当社は、CBP501に関する次の臨床試験をフェーズ2b試験と想定してきた過去の臨床開発計画を見直し、新たに得られた知見を踏まえ、免疫チェックポイント阻害抗体との併用による臨床試験（フェーズ1b試験）を開始いたしました。第2四半期会計期間にフェーズ1b試験の前半部分である用量漸増相を終了し、後半部分である拡大相（対象：膵臓癌・直腸大腸癌）を開始しています。

同フェーズ1b試験の開始に関する費用は手元資金でカバーできるものの、臨床試験終了までの期間に対応する開発費ならびに通常の研究費・販売費及び一般管理費の総額の確保については流動的であり、早期の提携獲得等によるキャッシュ・フローが獲得できなかった場合には、新たな資金調達を検討する必要があります。

(3) 研究開発活動

当社は、大部分の癌細胞の細胞周期（細胞分裂に至る過程）が正常細胞と異なることに着目している当社の創薬アプローチは正常細胞に影響の少ない抗癌剤を創出し得る有力な方法であると考えており、この創薬アプローチに基づいた抗癌剤の研究開発活動を行っています。

このアプローチに基づき構築した当社独自のスクリーニング（薬剤探索）においては、一般的な分子標的スクリーニング（薬剤の標的となるべき分子をあらかじめ決め、これに対する活性に基づいてスクリーニングする）とは異なり、未知のものも含むさまざまな作用メカニズムの結果として正常細胞に影響が少なく癌細胞を殺す薬剤候補化合物がまず見出され、非臨床試験や臨床試験から得られたデータをもとに作用メカニズムの詳細解析や臨床開発計画策定へのフィードバックが行われます。

CBP501は、臨床第2相試験データの解析の結果、カルモジュリン機能調節を通じて癌免疫や癌微小環境などさまざまな領域に働きかけて抗癌活性を示していることを示唆する知見が得られており、さらに、CBP501・プラチナ系抗癌剤・免疫系抗癌剤の併用にかかる動物実験データ等の獲得にも努めました。これら新たに得られた知見を踏まえ、免疫チェックポイント阻害抗体との併用による臨床試験（フェーズ1b試験）を実施しています。

さらに、中長期的な企業価値の向上を見据え、CBP501・CBS9106に続く次世代化合物パイプラインから獲得した新規候補化合物CBP-A08についても、財務上の制約等を勘案しつつ、近い将来の前臨床試験に備えていきます。

この結果、当第3四半期累計期間における研究開発費は、356,494千円で、前年同四半期比44,064千円の増加となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、研究開発型ベンチャーであり、将来は当社開発の抗癌剤の上市後において製品売上高の計上により利益を確保する計画ですが、それまでの先行投資期間においては抗癌剤の研究開発費負担等から損失を計上する予定です。なお、先行投資期間においては、主に提携製薬会社からの収入が損益改善に寄与する可能性があります。

CBP501については、現在アライアンス活動を積極的に進めています。その結果として新規提携パートナーが確保された場合には、契約一時金やマイルストーン、受取研究開発費等の収入を受取る可能性があり、当面は開発の進捗状況および当該アライアンス活動の状況が当社の損益に大きな影響を与えます。

また、CBS9106については開発・製造・商業化にかかる全世界における独占的権利を供与するライセンス契約をStemline社と締結していますが、このライセンス契約が何らかの事由で終了した場合、当社の損益に大きな影響を与えます。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は、CBP501およびCBS9106等の医薬品候補化合物の開発を進めて承認を取得し、当社が開発した抗癌剤の製品売上高計上により利益を確保する計画ですが、その実現に向けて開発資金の確保や開発体制の強化のために製薬企業との戦略提携の実現を目指しています。

CBP501の開発に関しては現在、悪性胸膜中皮腫および非小細胞肺癌を対象とする臨床試験が第2相終了・新たな併用によるフェーズ1b試験の段階にあります。当社は引き続き、これら試験の結果をもとに、新規提携パートナーの確保を目指したアライアンス活動を積極的に展開しています。

また、前臨床試験以前の段階にあるCBP-A08、CBP-Bシリーズ、IDO/TDO阻害剤等の次世代パイプラインについても、早期アライアンス活動を行っています。

(6) 資本の財源および資金の流動性についての分析

当社は、研究開発型ベンチャーであり、将来は当社開発の抗癌剤の上市後に製品販売による収入を計上する計画ですが、それまでの先行投資期間においては研究開発費の支出等から営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスを計上する計画です。

先行投資期間における営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスについては、現在進めているアライアンス活動で獲得する新規提携パートナーからの契約一時金やマイルストーン、受取研究開発費等の形で営業活動によるキャッシュ・フローの確保に努めるほか、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施し、財務活動によるキャッシュ・フローのプラスにより補填する方針です。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、当社が行っている事業の環境について、入手可能な情報と経験に基づいた仮定により、経営判断を行っています。医薬品市場においては、これまで医薬品市場の成長を牽引してきた日米欧三極の各国において医療費抑制策が強化されており、新興国市場の拡大や後発品の普及等、今後は医薬品市場にも変化が生じることが予想されています。こうした中で、臨床上の治療満足度に改善の余地が大きい癌領域は、新薬開発のターゲットとして有望な領域の一つとして考えられており、世界の製薬会社やバイオベンチャーが研究開発力の強化に取り組んでいます。

この癌領域においては近年、免疫チェックポイント阻害抗体の上市実現に伴い、パラダイムシフトとも言うべき市場ニーズの変化が起きています。免疫系抗癌剤との併用において重要な役割を果たす可能性のある当社の候補化合物CBP501や、これに関する基礎研究成果を蓄積してきた当社にとって、このニーズ変化は千載一遇の機会であると当社の経営陣は判断しています。

当社は、これまでに蓄積してきた研究成果を生かし、世界の癌領域の市場のニーズに合致した抗癌剤を開発することを目指します。

(8) 継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策について

当社は、「1 事業等のリスク」に記載した、継続企業の前提に関する重要事象等の存在する当該状況を解消すべく、CBP501臨床試験の結果を踏まえた戦略提携の成立を最重要課題として収益の獲得に努めます。

また、「(6) 資本の財源および資金の流動性についての分析」に記載のとおり、必要に応じて資金調達等を実施することも検討していきます。

これらの対応策の実施に加え、財務面では、現在の事業見通しにおいて当面の支出予定を充たす現預金を有しているほか、単独で黒字の計上には至らないもののCBS9106提携にかかるStemline社からの概ね安定的な収益も見込まれているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しており、四半期財務諸表の注記には記載していません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年5月14日) (注)3	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,084,040	6,834,040	東京証券取引所 マザーズ市場	(注)1,2
計	6,084,040	6,834,040	-	-

(注)1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。

2. 1単元の株式数は100株です。

3. 「提出日現在発行数」欄には、2019年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間に行使価額修正条項付新株予約権付社債券等にかかる新株予約権が以下のとおり行使されています。

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第3四半期会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 3月31日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	18
当該四半期会計期間の権利行使にかかる交付株式数(株)	228,240
当該四半期会計期間の権利行使にかかる平均行使価額等(円)	500
当該四半期会計期間の権利行使にかかる資金調達額(百万円)	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	33
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等にかかる累計の交付株式数(株)	378,240
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等にかかる累計の平均行使価額等(円)	553
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等にかかる累計の資金調達額(百万円)	-

第14回新株予約権

	第3四半期会計期間 (自 2019年 1月 1日 至 2019年 3月31日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	20
当該四半期会計期間の権利行使にかかる交付株式数(株)	200,000
当該四半期会計期間の権利行使にかかる平均行使価額等(円)	500
当該四半期会計期間の権利行使にかかる資金調達額(百万円)	100
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	20
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等にかかる累計の交付株式数(株)	200,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等にかかる累計の平均行使価額等(円)	500
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等にかかる累計の資金調達額(百万円)	100

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2019年1月1日～ 2019年3月31日 (注)1	428,240	6,084,040	107,160	4,326,517	107,160	4,313,367

(注)1. 新株予約権の行使による増加です。

- 2019年4月1日から2019年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が750,000株増加するとともに、新株予約権の振替額750千円を含め、資本金が187,875千円、資本準備金が187,875千円増加しました。
- 第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価格および第14回新株予約権の行使価額を2019年1月22日付けで1株634円から1株500円に変更したことにより、2018年7月2日提出の有価証券届出書に記載した調達見込額が約127百万円減少しました。これに伴い、本調達見込額は当初予定していた「手取金の使途」の内、抗癌剤候補化合物CBP501臨床第1b相拡大相試験費用、基礎研究費用に充当し、CBP-A08前臨床試験準備費用への充当は見送ります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 300	-	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,654,000	56,540	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,500	-	-
発行済株式総数	5,655,800	-	-
総株主の議決権	-	56,540	-

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社キャンパス	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号	300	-	300	0.00
計	-	300	-	300	0.00

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年1月1日から2019年3月31日まで）および第3四半期累計期間（2018年7月1日から2019年3月31日まで）にかかる四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けています。

3. 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年6月30日)	当第3四半期会計期間 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	466,277	480,814
売掛金	56,054	34,180
その他	24,137	18,360
流動資産合計	546,469	533,355
固定資産		
投資その他の資産	31,819	31,752
固定資産合計	31,819	31,752
資産合計	578,289	565,108
負債の部		
流動負債		
未払金	134,088	158,852
未払法人税等	20,431	13,667
その他	1,832	1,814
流動負債合計	156,352	174,334
負債合計	156,352	174,334
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,171,807	4,326,517
資本剰余金	4,158,657	4,313,367
利益剰余金	7,983,780	8,329,157
自己株式	215	215
株主資本合計	346,468	310,512
新株予約権	75,468	80,262
純資産合計	421,936	390,774
負債純資産合計	578,289	565,108

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2017年7月 1日 至 2018年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2018年7月 1日 至 2019年3月31日)
事業収益	82,575	88,125
事業費用		
研究開発費	312,429	356,494
販売費及び一般管理費	173,223	154,470
事業費用合計	485,652	510,964
営業損失()	403,076	422,838
営業外収益		
受取利息	288	295
その他	113	5
営業外収益合計	401	301
営業外費用		
支払利息	-	850
株式交付費	1,385	90
為替差損	2,509	960
その他	220	-
営業外費用合計	4,115	1,901
経常損失()	406,790	424,438
特別利益		
新株予約権戻入益	16,254	-
受取補償金	-	80,000
特別利益合計	16,254	80,000
税引前四半期純損失()	390,536	344,438
法人税、住民税及び事業税	937	937
法人税等合計	937	937
四半期純損失()	391,473	345,376

【注記事項】

(追加情報)

当事業年度第1四半期会計期間において、当社と株式会社ヤクルト本社(東京都港区)はCBS9106日中台韓地域ライセンスの協議に関する解決金として、当社が金80,000千円を受領する旨の合意に達しました。これに伴い、当第3四半期累計期間において受取補償金80,000千円を特別利益に計上しています。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間にかかる四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期累計期間にかかる減価償却費は、次のとおりです。

	前第3四半期累計期間 (自 2017年7月 1日 至 2018年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2018年7月 1日 至 2019年3月31日)
減価償却費	357千円	- 千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2017年7月1日 至 2018年3月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2018年7月1日 至 2019年3月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

転換社債型新株予約権付社債の転換および新株予約権の権利行使に伴い、当第3四半期累計期間において資本金が154,710千円、資本準備金が154,710千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が4,326,517千円、資本準備金が4,313,367千円となっています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額および算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期累計期間 (自 2017年7月 1日 至 2018年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2018年7月 1日 至 2019年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額()	71.16円	61.16円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(千円)	391,473	345,376
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額()(千円)	391,473	345,376
普通株式の期中平均株式数(株)	5,501,269	5,646,714
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載していません。

(重要な後発事象)

新株予約権の権利行使

2019年4月1日から2019年5月10日までの間にマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社が保有する第14回新株予約権について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりです。

発行した株式の種類および数 普通株式 750,000株

発行価額の総額 375,000千円

この結果、新株予約権の振替額750千円を含め、資本金が187,875千円、資本準備金が187,875千円増加しました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年5月10日

株 式 会 社 キ ャ ン パ ス
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 雅 史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴 木 努 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの2018年7月1日から2019年6月30日までの第20期事業年度の第3四半期会計期間（2019年1月1日から2019年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2018年7月1日から2019年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャンパスの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。